○厚生労働省告示第二百四十九号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

第八号中(880)を(881)とし、(859)から(879)までを(860)から(880)までとし、(858)の次に次のように加える。

(859)　レナリドミド

○厚生労働省告示第二百五十号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十二年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第三項に規定する自動変更対象額を次のように変更する。ただし、適用日前の日に係る基本手当の日額の算定並びにその高年齢受給資格に係る離職の日が適用日前の日である高年齢受給資格者に係る高年齢求職者給付金及びその特例受給資格に係る離職の日が適用日前の日である特例受給資格者に係る特例一時金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年六月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

一　雇用保険法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定により基本手当の日額の算定に当たって百分の八十を乗ずる賃金日額の範囲となる額　二千円以上三千九百五十円未満の額

二　法第十六条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の日額の算定に当たって百分の八十から百分の五十（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、百分の四十五）までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額　三千九百五十円以上一万千四百十円以下（同条第二項において読み替えて適用する場合にあっては、三千九百五十円以上一万二百三十円以下）の額

三　法第十七条第四項第一号に掲げる額　二千円

四　法第十七条第四項第二号に掲げる額　次に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれに定める額

イ　法第十七条第四項第二号イに掲げる受給資格者　一万四千五百四十円

ロ　法第十七条第四項第二号ロに掲げる受給資格者　一万五千十円

ハ　法第十七条第四項第二号ハに掲げる受給資格者　一万三千六百五十円

ニ　法第十七条第四項第二号ニに掲げる受給資格者　一万二千二百九十円

○厚生労働省告示第二百五十一号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十二年八月一日以後の同条第一項に規定する控除額を千二百九十五円に変更する。ただし、同日前の控除額については、なお従前の例による。

平成二十二年六月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第二百五十二号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条第七項の規定に基づき、同条第一項第二号に規定する支給限度額を三十二万七千四百八十六円に変更し、平成二十二年八月以後の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月以後の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定について適用する。ただし、同月前の支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金及び同月前の再就職後の支給対象月における高年齢再就職給付金の額の算定については、なお従前の例による。

平成二十二年六月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第二百五十三号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第四条第一項第二号の規定により、次に掲げるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者については、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）を適用しないことを承認したので告示する。

平成二十二年六月二十五日　厚生労働大臣　長妻　昭

地方独立行政法人山梨県立病院機構

○農林水産省告示第九百六十九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月二十五日　農林水産大臣　山田　正彦

農機具の種類	型式名	合格番号	依頼者の名称
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）	ＳＣ551	209055	大同工業株式会社
〃	ＣＦ510	209056	三菱農機株式会社
〃	ＣＦ121	209057	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○国土交通省告示第六百八十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月二十五日　国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

河内川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県沼津市西浦河内

字上洞ノ澤　四九四番一三及び四九四番一四四九四番一八から四九四番二一まで

四九四番三四

四九四番三九

四九四番四四及び四九四番四五

四九四番四七から四九四番四九まで

四九六番一から四九六番四まで

五〇七番一

五〇七番三から五〇七番七まで

五〇七番一五から五〇七番一八まで

字長平　五四六番四

五四七番五及び五四七番六

五四八番五から五四八番八まで

五四八番一一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

静岡県沼津市西浦河内

字上洞ノ澤　四九四番一八　一号

四九四番二二　二号

字深山　五〇七番八　三号

五〇七番七　四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

泉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に在する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県裾野市深良

字闕ノ上　三七三四番一　一号及び二号

字崩ノ上　四〇八〇番　三号

字御座木　四〇七七番　四号

字香柿畑　三七四五番二　五号

字深山